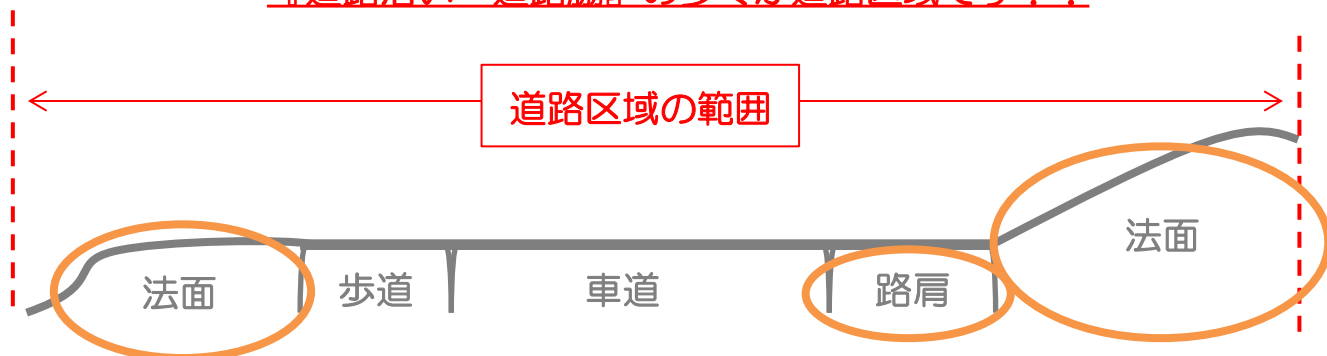


道路区域に政治活動用ポスター等を 掲示することは許可していません

①「道路区域」とは？

車道や歩道部分はもちろんのこと、道路脇の路肩や法面部分なども道路区域に含まれます（下図参照）。

『道路沿い・道路脇』の多くが道路区域です！！



※道路区域にある、標識や照明、防雪柵、街路樹等の道路の附属物も同じ取扱いです（添架して掲示することはできません）。

②なぜ許可していないのか？

道路は、交通の発展に寄与し、公共の福祉を増進することを目的としています（道路法第1条）。そのため、一般交通に支障を及ぼすおそれがある場合や、道路区域外に設置が可能な場合には許可をしていません（道路法第33条及び第42条）。

政治活動用ポスター等については、道路区域内に設置することによって、道路利用者が本来見るべき道路標識等の視認が遅くなるおそれがあり、また、道路区域外の私有地に設置することができるため許可できないものです。

（『道路に近い方が見やすい！』というのは理由になりません）

③許可を受けずに設置したら？

道路法第32条違反となります。法律違反です。 不法占用物件となりますので、速やかに撤去願います。

④「道路区域」の範囲を知る方法は？

裏面にお問合せ先一覧を掲載していますので、掲示を予定している箇所に応じて御確認ください。

青森県県土整備部 道路課

<お問合せ先一覧>

○県道及び県が管理する国道（※3桁国道）

- ※国道279号、339号などの番号が3桁のもの
●一部、国が管理している3桁国道の区間があります
（詳細は、下の「○国が管理する国道」のとおりです）

東青地区：青森県東青県土整備事務所用地課	017-728-0207
中南地区：青森県中南県土整備事務所用地課	0172-35-5221
三八地区：青森県三八県土整備事務所用地課	0178-27-5206
西北地区：青森県西北県土整備事務所用地課	0173-35-2116
上北地区：青森県上北県土整備事務所用地課	0176-23-4313
下北地区：青森県下北県土整備事務所用地課	0175-22-1231

○国が管理する国道

区間に応じて、それぞれ下記のとおりとなっています。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ①十和田国道維持出張所 | 0176-23-7138 |
| ・国道4号（岩手県境～野辺地町） | |
| ・国道45号（十和田市内）及び上北道路 | |
| ②青森地区国道維持管理室 | 017-734-4530 |
| ・国道4号（平内町～青森市） | |
| ・国道7号（旧青森市内） | |
| ③弘前国道維持出張所 | 0172-28-1315 |
| ・国道7号（秋田県境～青森市浪岡大字大釈迦） | |
| ・国道101号（津軽自動車道） | |
| ④八戸国道出張所 | 0178-28-1613 |
| ・国道45号（岩手県境～六戸町・八戸南環状道路及び八戸南道路） | |
| ・国道104号（八戸市～南部町） | |

○市町村道

各市町村で管理しています。